

平成 28 年 定期監督等実施結果

平成 29 年 8 月
青梅労働基準監督署

平成 28 年 青梅労働基準監督署実施結果

運輸交通業、接客娯楽業、製造業において違反率が高い。

労働時間、労働条件明示、定期健康診断、割増賃金、賃金台帳の調整に関する違反件数が多い。

* 『定期監督等』

過去の監督指導結果、各種の情報、労働災害報告等を契機として、労働基準監督官が実施する事業場に対する立入検査のこと。

1 定期監督等の実施状況・違反率

	平成 28 年	平成 27 年	平成 26 年
実施件数	454 件	344 件	266 件
違反率	79.1%	84.3%	79.3%

2 業種別の実施状況 (実施件数が15件以上の業種に限る)

(違反率)・・・監督実施事業場のうち、何らかの法違反が認められた事業場の割合

実施件数(違反率)	平成 28 年	平成 27 年	平成 26 年
製造業	100件(87.0%)	71件(84.5%)	82件(89.0%)
建設業	86件(75.6%)	64件(70.3%)	79件(67.1%)
運輸交通業	36件(91.7%)	15件(93.3%)	15件(86.7%)
商業	182件(72.0%)	86件(87.2%)	47件(80.9%)
接客娯楽	16件(87.5%)	-	-

3 使用停止等処分件数

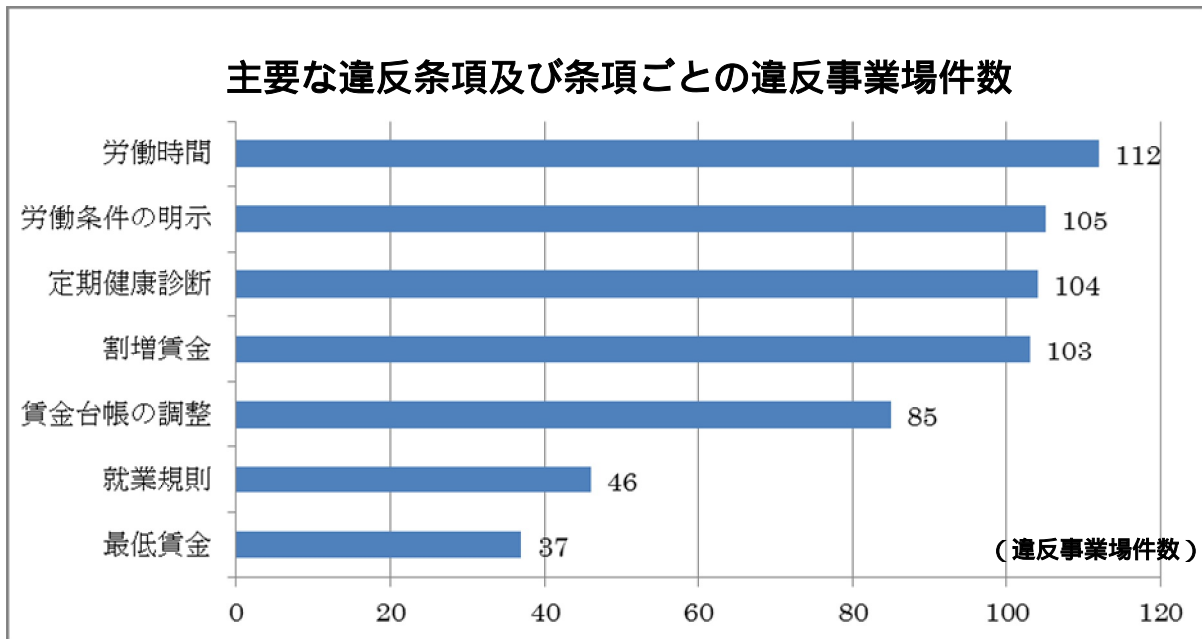
	平成 28 年	平成 27 年	平成 26 年
措置件数	17 件	24 件	21 件

* 『使用停止等』

労働者を就業させる事業の建設物、寄宿舍あるいは設備、原材料等が安全及び衛生に関する基準に違反する等の場合に、労働災害を未然に防止する見地から、事業者に対し、機械設備等の使用停止、作業停止、労働者の立入禁止等を労働基準監督署長が命じるもの。

4 主要な法違反

主要な違反条項及び条項ごとの違反事業場件数（建設現場を含む）



5 業種別違反状況（*建設業を除く定期監督等件数の多い3業種に限る）

製造業（違反率は製造業に占める比率）

* 総監督件数 100 件（上記2参照）

違反項目	違反件数	違反率
労働時間	46 件	46.0%
労働条件明示	19 件	19.0%
割増賃金	21 件	21.0%
賃金台帳の調整	12 件	12.0%

運輸交通業（違反率は運輸交通業に占める比率）

* 総監督件数 36 件（上記2参照）

違反項目	違反件数	違反率
労働時間	25 件	69.4%
労働条件明示	6 件	16.7%
割増賃金	16 件	44.4%
賃金台帳の調整	11 件	30.6%

商業（違反率は商業に占める比率）

* 総監督件数 182 件（上記2参照）

違反項目	違反件数	違反率
労働時間	20 件	11.0%
労働条件明示	60 件	33.0%
割増賃金	47 件	25.8%
賃金台帳の調整	49 件	26.9%